平成28年４月14日　大阪地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成28年４月28日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　大阪地方裁判所第12刑事部２係
2　被告事件名　関税法違反、地方税法違反、消費税法違反
3　被告人氏名　田畑　晃正、檜原　友一
4　公判期日　平成28年４月26日
5　没収すべき物の品名、数量、その他その物を特定するに足りる事項

金地金（1000.0グラム、Ｙ37620等と刻印のあるもの）１枚（大阪地方検察庁平成28年領第2027号符号１）

金地金（1000.0グラム、Ｙ37622等と刻印のあるもの）１枚（同号符号３）

金地金（1000.0グラム、Ｙ37619等と刻印のあるもの）１枚（同号符号５）

金地金（1000.0グラム、Ｙ37621等と刻印のあるもの）１枚（同号符号７）

6　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人両名は、伏見まどか、奥林勉及び藤原誠らと共謀の上、大韓民国から金地金４個（合計4,000グラム）を輸入するに当たり、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと企て、平成27年４月19日、大韓民国所在の仁川国際空港において、アシアナ航空第112便に搭乗する際、前記奥林が金地金４個を隠匿携行し、同航空機により、同日午前11時55分頃、大阪府所在の関西国際空港に到着し、その頃から同日午後１時10分頃までの間、同府泉佐野市泉州空港北１番地所在の関西空港税関支署旅具検査場において、法令により通関に関する税関長の権限の委託を受けた同税関支署長に対し、入国に伴う携帯品検査を実施する情を知らない同支署職員を介し、金地金を輸入する事実を秘し、申告すべきものはない旨の輸入及び納税の申告を行い、税関長の許可を受けないで前記金地金４個を輸入しようとするとともに、不正の行為により保税地域から引き取られる課税貨物である金地金４個（課税価格1,881万2,000円相当）に対する消費税118万5,100円及び地方消費税31万9,700円を免れようとしたが、同支署職員によって金地金を発見されたため、その目的を遂げなかったものである。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年４月14日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成27年10月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　クロカワ工芸株式会社　黒川　賢一　奈良県橿原市常盤町23－１　国土交通大臣許可（般特－24）第21803号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年10月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年４月14日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成27年11月20日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　アークハイテック株式会社　武田　裕司　大阪府大阪市中央区備後町３－５－３　国土交通大臣許可（般特－25）第23470号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業並びに土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年11月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年４月14日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成27年12月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　関西総研株式会社　林　　孝　大阪府泉南市樽井１－２－13　国土交通大臣許可（特－27）第24840号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年12月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年４月14日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成28年１月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社立花宏和システムサービス　近藤　　健　兵庫県尼崎市大浜町２－５－１　国土交通大臣許可（般特－22）第23881号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業、消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年１月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年４月14日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成28年１月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社新建築　杉本　　寛　京都府京都市伏見区中島秋ノ山町75　国土交通大臣許可（般特－24）第24863号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年１月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年４月14日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成28年１月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　近畿菱重興産株式会社　西村　博司　兵庫県神戸市兵庫区笠松通９－２－19　国土交通大臣許可（特－23）第9048号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年１月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。